登山道区間ごとの施設整備・維持管理シート(案) 意見照会の取りまとめ

登山道区間ごとの施設整備・維持管理シート(案)について検討会構成メンバーへ意見照会を行った。第2回検討会では、それぞれの意見の紹介をする。今後は、屋久島登山道の利用体験ランクと整備・管理方針を踏まえた事務局修正(案)を作成し、検討会構成メンバーへ意見照会を行い、第3回検討会には、事務局の記載修正(最終案)の提示を予定としている。いただいたご意見が複数あることで収束が難しい場合には、その要因・課題を整理し、ビジョン別添へ記載を行う。

また、登山道区間ごとの施設整備・維持管理シート(案)以外にも、ビジョン作成の前提となる認識と考え方、基本方針、あるべき利用体験ランク、レク森の将来像についてご意見をいただいている。それらは、別途取りまとめて、報告書のほうで記載予定としている。

1. 意見照会先

	所属	備考
1	屋久島警察署地域課	
2	宮之浦岳参り伝承会	【資料2】全般について意見いただい
		ている。別途取りまとめて、報告書の
		ほうで記載予定
3	九州森林管理局、屋久島森林管理	
	署、屋久島森林生態系保全センター	
4	屋久島観光協会ガイド部会	
	屋久島ガイド連盟	
5	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所	
6	オブザーバー(屋久島世界自然遺産	【資料2】全般について意見いただい
	地域科学委員会 委員)	ている。別途取りまとめて、報告書の
		ほうで記載予定
7	オブザーバー(屋久島世界自然遺産	【資料2】全般について意見いただい
	地域科学委員会 委員)	ている。別途取りまとめて、報告書の
		ほうで記載予定
8	屋久島レクリエーションの森保護管	
	理協議会	
9	鹿児島県 PR·観光戦略部観光課	
10	鹿児島県環境林務部自然保護課	
11	屋久島町役場観光まちづくり課	

3. シート記載文章(黒字、青字、赤字)の変更及び修正についてシートに記載している文章は、文字色によって下記のように区分している。

黒字:「屋久島登山道の利用体験ランクと整備・管理方針(平成30年度合意)」の記載内容であり、変更は想定していない

青字:<u>区間ごとの現状を踏まえた上で追記が必要であると判断したもの</u>で、黒字の施設整備と管理水準とある程度の相違が生じている。

赤字: 現状認識の共有及び、ビジョン策定後の議論の円滑な引継ぎの意味で区間ごとの課題を記載している。

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
1	4利用者	登山装備		追記		• 柴崎委員
				※屋久島では珍しく水場がないため、事前		
				に準備するように入山口に書くべき。		
				追記		・屋久島町観光まちづくり
				※携帯トイレが必要ではないか。		課
	5 施設	橋・渡渉点の対応		追記		• 柴崎委員
				※雨天時の渡渉のリスクを入山口で伝え		
				た方が良い。		
	6利用の頻度・容易	アクセス		追記		・屋久島町観光まちづくり
	5			※チェーンによるゲートを通過し、歩道入		課
				口に至る。		
				※龍神杉登山口から歩道入口までは、一部 コンクリート舗装。		
	8 施設	トイレ・携帯トイレ		修正		 ・屋久島町観光まちづくり
	0 旭 臤	ブースの設置	※里での廃棄を想定	16		・ 産人局 明 観 兀 ま り つく り
		ノーハの以直	※主 Cの 廃来 を 心足	※宝 くの虎米を心定 よく行うがり、然える ゴミとして町指定袋に入れて廃棄する。		p木
	9 管理			追記		・屋久島町観光まちづくり
		尔映 (州市 丘志)		※龍神杉までの往復ルートであり、旧宮之		建八面引 観光 より ラマッ 課
				浦歩道に通じていないことを注意喚起		WK.
				する。		
2	4利用者	登山装備		追記		・屋久島町観光まちづくり
				※携帯トイレが必要ではないか。		課
	5 リスク対策の方針	道迷い		修正		・林野庁
			※道標が適宜設置されてはいるが、道迷い	※道標が適宜設置されてはいるが、道迷い		
			のリスクはやや高い。	のリスクは中程度ある。		
		その他		追記		・柴崎委員
				※屋久島では珍しく水場がないため、事前		
				に準備するように入山口に書くべき。		
$3-1 ext{ } ext{ } $	4利用者	想定される工程		削除		・林野庁
			※行程によって一泊	※行程によって一泊		・レク森協議会
	8施設	橋・渡渉点の対応		修正		・林野庁
			※また、増水時に歩行困難となる場合に	※また、増水時に歩行困難となる場合に		
			は、入口で通行止めとする(屋久島レク	は、入口で通行止めとし、利用できるル		
			リエーションの森保護管理協議会)。	ートを屋久島レクリエーションの森保		
				護管理協議会 HP で案内している。		

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
				追記 ※憩いの大岩で増水することはあるが、橋 の整備予定はない。		・屋久島町観光まちづくり課
		トイレ・携帯トイレブースの設置		追記 ※観光シーズンには、白谷駐車場トイレの 過剰利用によって白谷川の汚染が懸念 される。		・大山さん
			※当該区間の起点側には、無放流地下浸透 式水洗トイレ(鹿児島県、平成6年度整備) が整備されており、必要に応じて改築及び 補修しながら可能な限り継続使用し、利用 上支障のないよう適切に管理する。	削除 ※当該区間の起点側には、無放流地下浸透 式水洗トイレ (鹿児島県、平成6年度整 備)が整備されており、 必要に応じて改 築及び補修しながら 可能な限り継続使 用し、利用上支障のないよう適切に管理 する。	・財政的に当該トイレの改築・補修を実施する見込みがないため。	• 鹿児島県環境林務部自然 保護課
	9 管理	標識(規制・注意)		追記 ※入口標識に、降雨時は展望台の手すりや 階段等が滑りやすいことを記載する。		・大山さん
3 - 1 ②	4利用者	想定される工程	※行程によって一泊	削除 ※行程によって一泊		・林野庁・レク森協議会
	5 リスク対策の方針	路面状況による転 倒などのケガ	・自然の雰囲気の保持よりも、転倒の発生 等の防止を優先させた整備・管理とす る。(整備の際は自然の雰囲気の保持に 配慮)	削除 ・自然の雰囲気の保持よりも、転倒の発生等の防止を優先させた整備・管理とする。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)		・レク森協議会
	8施設	橋・渡渉点の対応		追記 ※増水時に制限する場合は、屋久島レクリ エーションの森保護管理協議会 HP で案 内している。		・林野庁
		トイレ・携帯トイレブースの設置		追記 ※携帯トイレブースは、登山道から離れた 場所に設置している記述が必要。		・屋久島町観光まちづくり課
	9 管理	標識(規制・注意)		追記 ※渡渉点(2か所)には増水時注意の設置 が必要。		・大山さん
3 - 1 ③	区間上にある施設			修正 ・白谷避難小屋は不要	・昔は楠川集落から登る人が多かったこともあり、小杉谷との中間地点として利用されていたが、現在はほとんどの人が白谷雲水峡から入山するので、なくてもよい。・将来は宿泊利用をなくして、休憩施設としてのみ利用することも考えられる。	・宮之浦岳参り伝承会
	4利用者	想定される工程	※ただし、その先の区間を歩く場合には行程によって一泊	削除 ※ただし、その先の区間を歩く場合には行 程によって一泊		・林野庁・レク森協議会

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
		登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり
	5リスク対策の方針	道迷い	※道迷いのリスクはやや低い。	修正 ※道迷いのリスクは中程度ある。		・レク森協議会
		路面状況による転 倒などのケガ	・自然の雰囲気の保持よりも、転倒の発生 等の防止を優先させた整備・管理とす る。(整備の際は自然の雰囲気の保持に 配慮)	削除 ・自然の雰囲気の保持よりも、転倒の発生等の防止を優先させた整備・管理とする。(整備の際は自然の雰囲気の保持に配慮)		・レク森協議会
			HU (ES)	追記 ※太鼓岩からの滑落防止として(とりわけ 濃霧・雨天時)、辻峠からあがる場所に、「雨天・濃霧・強風時は無理して登らないように」などと看板を置くのが良い。		・柴崎委員
		荒天時のリスク		追記 ※太鼓岩での注意を即す事項が必要。 追記		・宮之浦岳参り伝承会
	8施設	橋・渡渉点の対応		※渡渉(白谷川) は増水時注意削除※ただし、現在、渡渉点は無く、対応を必	・渡渉点1箇所(白谷川本流)がある。増水時の回避ルートはあるが安全ではな	・大山さん
				要とする箇所はない。追記※七本杉近くは増水することがある。	ν _° .	・屋久島町観光まちづくり
		トイレ・携帯トイレブースの設置	【現在の喫緊の課題】 ・白谷避難小屋内部のトイレは平成 18 年度から白谷避難小屋の悪臭対策及びし尿の埋設による環境負荷をなくすため、し尿の人力搬出が実施され、現地周辺に埋められることはなくなったが、搬出には継続的にコストがかかる。し尿搬出経費は、森林環境整備推進協力金から負担している。	境及び施設を提供する。提供に当たって は、コストをかけても屋久島の水質、環 境を守る。	・汲み取りでも、携帯トイレでも、利用する以上は継続的にコストがかかるため、 汲み取りトイレだけに特化した表現は 適切ではない。	・観光協会ガイド部会・屋久島ガイド連盟
		休憩施設・ベンチ	※ただし、辻峠には休憩スペースとベンチが整備されていることから、現状以上に 休憩施設は当面設置せず、利用上支障の ないよう適切に管理する。	が整備されていることから、現状以上に		・林野庁
	9 管理	標識(規制・注意)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	追記 ※苔むす森での食事は OK とするのか?		・屋久島町観光まちづくり
3 – 2	4利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり
	9 管理	標識 (解説)		追記 歴史的な記載をする際には追記 ※楠川分れ付近は、大正時代(T12年)に 開設した安房官行斫伐所跡地である。		・大山さん

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
		標識(道標)		追記 ※区間 8-1 (森林軌道) から区間 3-2 へ向 かう場合には、分岐点 (楠川分れ) を見 落としやすいので注意が必要。		・屋久島町観光まちづくり課
		標識(解説)		追記 ※三本杉には祠があるが、記載しないの か。		・屋久島町観光まちづくり課
4 - 1	5 リスク対策の方針	道迷い		追記 ※竹の辻から林道までは道が不明瞭、目印(ピンクテープ)が少なく、道迷いのリスクは高い。道標や目印(ピンクテープ)は道迷いしない程度に設置する。		・宮之浦岳参り伝承会
		その他		追記 ※永田歩道入口、鹿之沢小屋に【ここから は自己責任。装備がない人は登るな】ぐ らいの掲示が必要。		・柴崎委員
4 - 2	5 リスク対策の方針	道迷い		追記 ※桃平から鹿之沢避難小屋までは、道迷い のリスクは高い。道標や目印(ピンクテープ)は道迷いしない程度に設置する。		・宮之浦岳参り伝承会
	8施設	橋・渡渉点の対応		追記 ※増水時に渡渉困難となる箇所があることを注意喚起することが必要。		
		トイレ・携帯トイレブースの設置	【現在の喫緊の課題】 ・汲取り式トイレは平成20年度から人肩によるし尿搬出が実施され、現地周辺に埋められることはなくなったが、搬出には継続的にコストがかかる。	境及び施設を提供する。提供に当たって		・観光協会ガイド部会・屋久島ガイド連盟
		トイレ・携帯トイレブースの設置		修正 ※汲み取り式トイレ(鹿児島県、昭和 37 年)は、利用上支障のないよう適切に管	は行うものの「将来的な環境改善に向けて	・鹿児島県観光 PR 課
				追記 ※鹿之沢避難小屋の汲み取りトイレ(鹿児島県) は携帯トイレへ移行を検討する。		・林野庁
	9 管理	標識(道標)		追記 ※岩屋(姥ヶ岩屋)に道標を設置する。		・大山さん
		標識(規制・注意)		道記 ※増水時に渡渉困難となる箇所へは注意 看板設置を行う。		・大山さん ・屋久島町観光まちづくり 課

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
4 - 3	8 施設	トイレ・携帯トイレブースの設置	※汲み取り式トイレ(鹿児島県、昭和 37 年)は、利用上支障のないよう適切に管 理するとともに、必要に応じて補修を行 うが、将来的な環境改善に向けて議論を 深める。	修正 ※汲み取り式トイレ(鹿児島県、昭和 37 年)は、利用上支障のないよう適切に管 理するとともに、必要に応じて補修を行 うが、将来的な環境改善に向けて議論を 深める。	・「屋外での携帯トイレ使用を基本とする」基本方針を踏まえ、必要に応じて補修は行うものの「将来的な環境改善に向けて議論を深める」ことは考えていない。 P.44(区間番号8-3)新高塚小屋自己処理型トイレと書きぶりを合わす。	・鹿児島県観光 PR 課 ・鹿児島県屋久島事務所
						· 此九
				追記 ※鹿之沢避難小屋の汲み取りトイレ(鹿児 島県) は携帯トイレへ移行を検討する。		・林野庁
			【現在の喫緊の課題】 ・汲取り式トイレは平成20年度から人肩によるし尿搬出が実施され、現地周辺に埋められることはなくなったが、搬出には継続的にコストがかかる。	修正 ・山岳部の利用者に適切なレベルでの環境及び施設を提供する。提供に当たっては、コストをかけても屋久島の水質、環境を守る。	・汲み取りでも、携帯トイレでも、利用する以上は継続的にコストがかかるため、 汲み取りトイレだけに特化した表現は 適切ではない。	・観光協会ガイド部会・屋久島ガイド連盟
5	4利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり
	5リスク対策の方針	その他		追記 ※花山歩道入口、鹿之沢小屋に【ここからは自己責任。装備がない人は登るな】ぐらいの掲示が必要。		• 柴崎委員
	8 施設	トイレ・携帯トイレブースの設置	※汲み取り式トイレ(鹿児島県、昭和 37 年)は、利用上支障のないよう適切に管 理するとともに、必要に応じて補修を行 うが、将来的な環境改善に向けて議論を 深める。	修正	・「屋外での携帯トイレ使用を基本とする」基本方針を踏まえ、必要に応じて補修は行うものの「将来的な環境改善に向けて議論を深める」ことは考えていない。 P.44(区間番号8-3)新高塚小屋自己処理型トイレと書きぶりを合わす。	・鹿児島県観光 PR 課
						・鹿児島県屋久島事務所
				追記 ※鹿之沢避難小屋の汲み取りトイレ(鹿児島県) は携帯トイレへ移行を検討する。		• 林野庁
			【現在の喫緊の課題】 ・汲取り式トイレは平成20年度から人肩によるし尿搬出が実施され、現地周辺に埋められることはなくなったが、搬出には継続的にコストがかかる。	境及び施設を提供する。提供に当たって	・汲み取りでも、携帯トイレでも、利用する以上は継続的にコストがかかるため、 汲み取りトイレだけに特化した表現は 適切ではない。	・観光協会ガイド部会・屋久島ガイド連盟
	9 管理	標識 (道標)		追記 ※岩屋(爺ヶ岩屋)に道標を設置する。		・大山さん
6 - 1	4 利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり課
	6利用の頻度・容易	人との出会い	・しばしば人に出会う	修正・稀に(1日に数回程度)人に会う程度。		・レク森協議会

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
6 – 2	5リスク対策の方針	その他		追記 ※分岐となる花之江河に【ここからは自己 責任。装備がない人は登るな】ぐらいの 掲示が必要。		• 柴崎委員
	8施設	トイレ・携帯トイレブースの設置	※石塚小屋汲み取り式トイレ(鹿児島県) は、利用上支障のないよう適切に管理す るとともに、必要に応じて補修を行う が、将来的な環境改善に向けて議論を深 める。	修正 ※石塚小屋汲み取り式トイレ(鹿児島県) は、利用上支障のないよう適切に管理するとともに、必要に応じて補修を行う が、将来的な環境改善に向けて議論を深 める。	「屋外での携帯トイレ使用を基本とする」 基本方針を踏まえ、必要に応じて補修は行 うものの「将来的な環境改善に向けて議論 を深める」ことは考えていない。 P. 44(区間番号8-3)新高塚小屋自己 処理型トイレと書きぶりを合わす。	• 鹿児島県観光 PR 課
						鹿児島県屋久島事務所
				追記 ※石塚避難小屋の汲み取りトイレ(鹿児島 県) は携帯トイレへの移行を検討する。		・林野庁
		宿泊施設		追記 ・石塚避難小屋は不要とする	・石塚小屋は『小杉谷-石塚歩道』があった頃の名残りなので、今では中途半端な立地となっている。将来的には廃止するか、旧花之江河小屋を再建する。	・宮之浦岳参り伝承会
	9管理	標識(規制・注意)		追記 ※自然木の橋、鉄製の梯子があり、注意が 必要。		・屋久島町観光まちづくり課
7 – 1 ①	4利用者	想定される工程	※行程によって一泊	削除 ※行程によって一泊		・林野庁・レク森協議会
	8施設	休憩施設・ベンチ		追記 ※雰囲気を壊さない程度に、充実した設置 とすべき。	・車椅子など身障者の方も体験できるような整備としてもよいと思う。	・宮之浦岳参り伝承会
7 - 1 ②	4利用者	想定される工程	※行程によって一泊	削除 ※行程によって一泊		・林野庁・レク森協議会
	8施設	トイレ・携帯トイレブースの設置		追記 ※つつじ河原辺りに携帯トイレ設置を検 討する。		· 大山
7 – 1 ③	4利用者	想定される工程	※行程によって一泊	削除 ※行程によって一泊		・林野庁・レク森協議会
7 – 2	4利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり課
	6利用の頻度・容易さ	人との出会い	・しばしば人に出会う	修正 ・稀に(1日に数回程度)人に会う程度。		・レク森協議会

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
	8 施設	休憩施設・ベンチ	※ただし、既に蛇紋杉に休憩スペースが整備されていることから、現状以上に休憩施設の設置は当面せず、利用上支障のないよう適切に管理し、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用する。	修正 ※ただし、既に蛇紋杉に休憩スペースが整備されていることから、現状以上に休憩施設の設置は 当面 せず、利用上支障のないよう適切に管理し、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用する。		・林野庁
	9 管理	道標	7 3 0	追記 ※石塚山(国立公園計画には位置づけられていない歩道)の分岐について、道迷いが発生していることから、分かり易い看板や道標(この先遭難注意など)を設置する必要がある。		・屋久島警察署 ・柴崎委員
				追記 ※石塚山(国立公園計画には位置づけられていない歩道)への分岐には、登山道から見えない場所に「登山道ではないので引き返せ」と書くべき。		・柴崎委員
8 – 1	4 利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり課
	8施設	トイレ・携帯トイレブースの設置		追記 ※大株歩道入口トイレについては、トロッコ軌道の保全政策などを含めた将来的なし尿処理のあり方等について議論を深める。	大株歩道入口トイレの現状と課題について、9/24 R 2 第1回検討会において、考えを示したところ。	・鹿児島県観光 PR 課 ・鹿児島県屋久島事務所
8 - 2	8施設8施設	橋・渡渉点の対応 トイレ・携帯トイレ ブースの設置		追記 ※翁杉近くで増水することがある。 修正 ・山岳部の利用者に適切なレベルでの環境及び施設を提供する。提供に当たっては、コストをかけても屋久島の水質、環境	・汲み取りでも、携帯トイレでも、利用する以上は継続的にコストがかかるため、 汲み取りトイレだけに特化した表現は 適切ではない。	・屋久島町観光まちづくり 課 ・観光協会ガイド部会 ・屋久島ガイド連盟
				追記 ※山岳部に適したトイレへの移行も検討 していく。		・林野庁

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
				修正、削除 ※入込者数のコントロールを前提とした上で、山岳部のし尿量を減らすことを基本として、縄文杉ルートについては、既存トイレが要所に整備されていることから、これらのトイレの適切な維持管理に努め、万が一の場合に備え、補完的に携帯トイレの利用を進める、既存トイレが故障するなど何らかの事情で使用できないときは、積極的に携帯トイレの利用を推進することとしている(平成22	・遺産地域であるが、国としては高塚トイレを整備する方針はないのか?また、高塚に代わる場所に予定はないのか?現状では、補修となる。	・屋久島町観光まちづくり課
		休憩施設・ベンチ	※ただし、既に縄文杉デッキ(環境省)、 植生保護デッキ(林野庁)、縄文杉東屋 (鹿児島県)など休憩スペースが整備さ れていることから、現状以上に休憩施設 の設置は当面せず、利用上支障のないよ う適切に管理し、必要に応じて改築及び 補修しながら可能な限り継続使用する。	年度屋久島山岳部利用対策協議会決定) 修正 ※ただし、既に縄文杉デッキ(環境省)、 植生保護デッキ(林野庁)、縄文杉東屋 (鹿児島県)など休憩スペースが整備さ れていることから、現状以上に休憩施設 の設置は当面せず、利用上支障のないよ う適切に管理し、必要に応じて改築及び 補修しながら可能な限り継続使用する。		・林野庁
8 – 3	4利用者	登山装備	価 多 じなか り 引 配 な 取 り 神 和 灰 用 り る。	追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり課
	8 施設	トイレ・携帯トイレブースの設置		修正 ・山岳部の利用者に適切なレベルでの環境及び施設を提供する。提供に当たっては、コストをかけても屋久島の水質、環境を守る。	・汲み取りでも、携帯トイレでも、利用する以上は継続的にコストがかかるため、 汲み取りトイレだけに特化した表現は 適切ではない。	・観光協会ガイド部会・屋久島ガイド連盟
			200400	追記 ※山岳部に適したトイレへの移行も検討 していく。		・林野庁
		宿泊施設		追記 ※高塚小屋と新高塚小屋の整備方針はないのか?整備しないのであれば、場当たり的な補修となる。老朽化への対応はどうするのか?		・屋久島町観光まちづくり課
8 – 4 ①	4利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり課

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
8 – 4 ②	8 施設	休憩施設・ベンチ	※ただし、既に花之江河に湿原保護を兼ねた休憩スペースが整備されていることから、現状以上に休憩施設の設置は当面せず、利用上支障のないよう適切に管理し、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用する。	修正 ※ただし、既に花之江河に湿原保護を兼ね た休憩スペースが整備されていること から、現状以上に休憩施設の設置は 当面 せず、利用上支障のないよう適切に管理 し、必要に応じて改築及び補修しながら 可能な限り継続使用する。		・林野庁
	9 管理	標識(規制・注意)		追記 ※栗生岳方宮之浦岳は長雨の浸食で危険 箇所が多いので、注意は必要ないか? ※黒沢(投石手前)やロープ場の注意は必 要ないのか?		・屋久島町観光まちづくり課
8 – 5	区間上にある施設			修正 ・淀川避難小屋は不要	・将来は宿泊利用をなくして、休憩施設と してのみ利用することも考えられる。	・宮之浦岳参り伝承会
	4利用者	登山装備		追記 ※携帯トイレが必要ではないか。		・屋久島町観光まちづくり課
	8施設	トイレ・携帯トイレブースの設置		追記 ※し尿搬出を行っており、コストがかかっている。可能な限り登山ロトイレを使用してはどうか?		・屋久島町観光まちづくり課
		休憩施設・ベンチ	※ただし、既に花之江河に湿原保護を兼ねた休憩スペースが整備されていることから、現状以上に休憩施設の設置は当面せず、利用上支障のないよう適切に管理し、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用する。	修正 ※ただし、既に花之江河に湿原保護を兼ね た休憩スペースが整備されていること から、現状以上に休憩施設の設置は当面 せず、利用上支障のないよう適切に管理 し、必要に応じて改築及び補修しながら 可能な限り継続使用する。		• 林野庁
		宿泊施設		追記 ※淀川小屋の整備等についての記載が必		・屋久島町観光まちづくり課
8 - 6	5リスク対策の方針	路面状況による転倒などのケガ		要。 追記 ※黒味岳山頂からの滑落防止として(とり わけ濃霧・雨天時・強風時)、黒味分れ に、「雨天・濃霧・強風時は無理して登 らないように」などと看板を置くのが良 い。		・柴崎委員

区間番号	項目	小項目	現行の記載内容	いただいた意見	理由	所属
	8 施設	休憩施設・ベンチ		修正		• 林野庁
			※ただし、既に花之江河に湿原保護を兼ね	※ただし、既に花之江河に湿原保護を兼ね		
			た休憩スペースが整備されていることか	た休憩スペースが整備されていること		
			ら、現状以上に休憩施設の設置は当面せ	から、現状以上に休憩施設の設置は 当面		
			ず、利用上支障のないよう適切に管理し、	せず、利用上支障のないよう適切に管理		
			必要に応じて改築及び補修しながら可能	し、必要に応じて改築及び補修しながら		
			な限り継続使用する。	可能な限り継続使用する。		
9	4利用者	登山装備		追記		・屋久島町観光まちづくり
				※携帯トイレが必要ではないか。		課
	5リスク対策の方針	その他		追記		• 柴崎委員
				※分岐となる花之江河に【ここからは自己		
				責任。装備がない人は登るな】ぐらいの		
				掲示が必要。		
1 0	4利用者	登山装備		追記		・屋久島町観光まちづくり
				※携帯トイレが必要ではないか。		課
	5リスク対策の方針	その他		追記		• 柴崎委員
				※登山口(湯泊)と分岐となる花之江河【こ		
				こからは自己責任。装備がない人は登る		
				な】ぐらいの掲示が必要。		
	9 管理	ルート誘導・規制		追記	・R2 年 7 月には高盤岳を目指した死亡事	・屋久島警察署
				※高盤岳(国立公園計画には位置づけられ	故が発生している。	
				ていない歩道) 入込を規制することが必	・TV にも「トーフ岩 (高盤岳)」が放映さ	
				要。	れ、今後も登山者増加が想定されること	
					から、公園歩道としての位置づけなどを	
					検討する必要がある。	
				追記		柴崎委員
				※高盤岳(国立公園計画には位置づけられ		
				ていない歩道) への分岐となる花之江河		
				には、登山道から見えない場所に「登山		
				道ではないので引き返せ」と書くべき。		
1 1	4利用者	登山装備		追記		・屋久島町観光まちづくり
				※携帯トイレが必要ではないか。		課
1 2 - 2	9管理	標識 (規制・注意)		追記		・大山さん
				※鯛ノ川渡渉点は増水時注意の看板を設		・柴崎委員
				置する。		